

## <知 事 訓 示>

- この2か月にわたる緊急事態宣言の下、県庁の職員の皆様には、本当に懸命に取り組んでいただきました。改めて皆様を誇りに思うとともに、感謝をいたしたいと思います。
- 先ほど、政府対策本部において、本県を含む19の都道府県に対して発令をされていた緊急事態宣言が、9月30日をもって解除をされることが決定されました。
- それを受け、県対策本部会議において、10月1日以降の措置について、段階的緩和措置等として実施をすることと決定をいたしました。
- この段階的な措置に移行するものの、医療への負荷は依然として厳しく、予断を許すものではありません。状況も改善と捉えるのではなく、第五波が山だとすれば、第五波の後の谷間に差し掛かっていると認識をするべきであり、リバウンドを避けるための努力が不可欠だと認識しております。
- 職員の皆様においては、県民の命を守るため、気を緩めることなく、努力、お力添えをお願いしたいと思います。
- 引き続き、県庁がワンチームとなって、新型コロナ

ウイルス感染症対策に取り組んでいただくよう、お願いを申し上げます、私からの訓示といたします。